

問合せ先

第五管区海上保安本部

総務部総務課

広報・地域連携室長 岡本 泰宏

電話 078-391-6556 (内線 2111)



第五管区海上保安本部

平成 29 年 12 月 21 日

午後 3 時 30 分 発表

## 国民の安全・安心を守ります

～阪神・淡路大震災 1. 17を前に 五管海保の防災・減災への取組～

- 1 広域版津波シミュレーションマップの提供について(別添1)
- 2 「大規模地震・津波等発生時の緊急物資輸送等にかかる瀬戸内海等における航路啓開活動に関する申合せ」について(別添2)  
～7機関で締結しました～
- 3 その他(別添3)
  - ・BCP訓練
  - ・「ひょうご安全の日のつどい」への参加

## 【問合せ先】

第五管区海上保安本部  
海洋情報部海洋調査課  
課長 泉 紀明  
電話：078-391-6551（内線 2530）



第五管区海上保安本部  
平成 29 年 12 月 21 日  
午後 3 時 30 分 発表

## 広域版津波シミュレーションマップの提供について

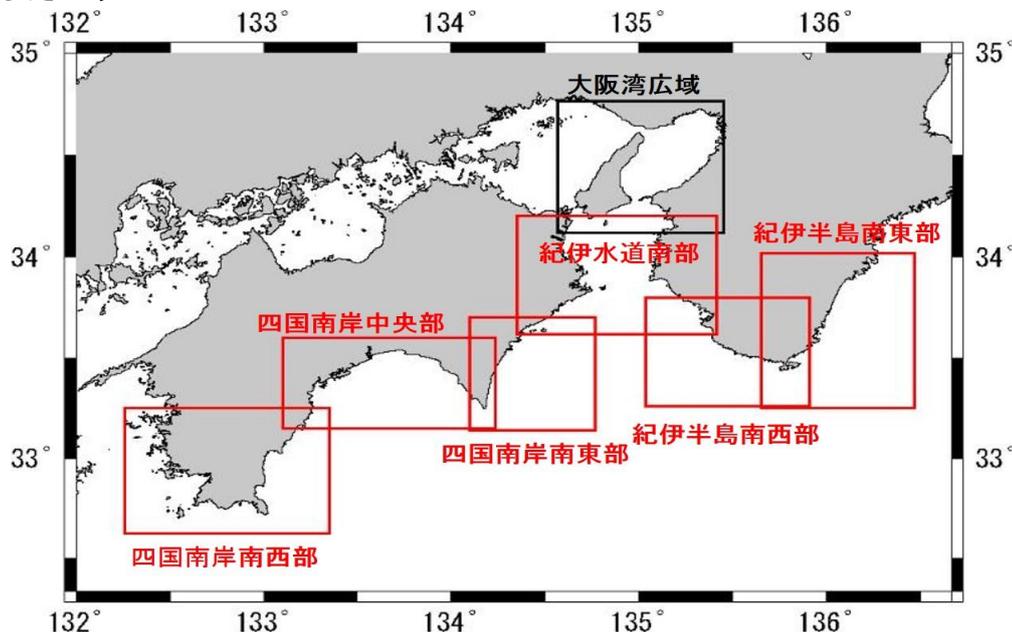
第五管区海上保安本部では、海上保安庁が実施した海域の津波シミュレーション結果（津波防災情報図）から、四国沖及び和歌山県沖の各広域での海域における津波の挙動を表現したマップを作成しました。これまで主要な港湾でのマップを提供してきましたが、広域を概観できるマップの要望に応じて作成したものです。これにより五管区の沿岸域の大部分をカバーできることになりました。

本日から、五管区海洋情報部のホームページでご覧になれます。

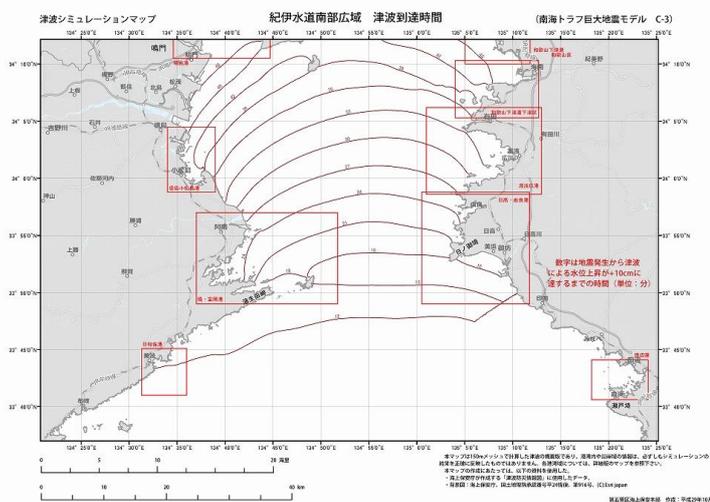
今回作成したエリアは「四国南岸南西部」「四国南岸中央部」「四国南岸南東部」「紀伊水道南部」「紀伊半島南西岸」「紀伊半島南東岸」の 6 海域です。

それぞれのエリアで作成したマップは以下の 4 種類です。

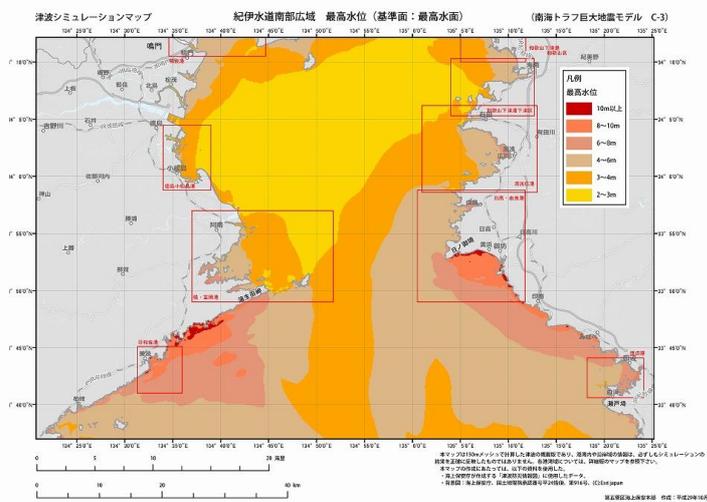
- (1) 到達時間  
地震発生から津波による水位上昇が +10cm に達するまでの時間（分）を線で表現したマップ
- (2) 最高水位  
津波による最高の水位（m）を色別に表現したマップ
- (3) 最大流速  
津波により浸入する水流の最大の流速（ノット）を色別に表現したマップ
- (4) 流速 2 ノット到達時間  
地震発生から津波による流速が 2 ノットに達するまでの時間（分）を色別に表現したマップ



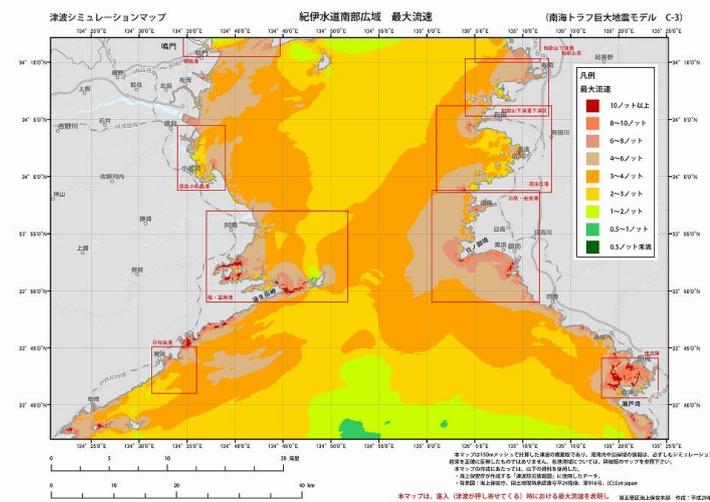
赤線内が今回の広域図作成区域。黒線内は作成済み海域



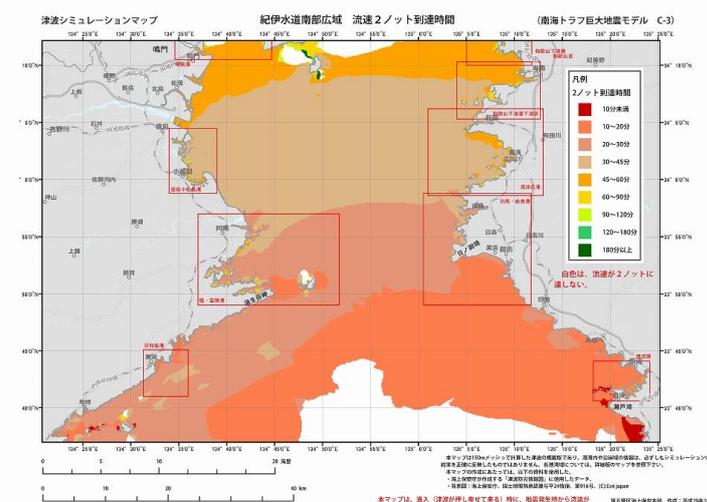
到達時間マップ



最高水位マップ



最大流速マップ



流速2ノット到達時間マップ

紀伊水道南部広域 津波シミュレーションマップ

■ 「津波シミュレーションマップ」

➢ インターネット

第五管区海上保安本部 津波シミュレーションマップ

[http://www1.kaiho.milt.go.jp/KAN5/tsunami\\_map](http://www1.kaiho.milt.go.jp/KAN5/tsunami_map)



## 【問合せ先】

第五管区海上保安本部

交通部航行安全課

課長 太田 俊之

電話 078-391-6551（内線 2620）



第五管区海上保安本部

平成 29 年 12 月 21 日

午後 3 時 30 分発表

「大規模地震・津波等発生時の緊急物資輸送等にかかる瀬戸内海等における航路啓開活動に関する申合せ」について

～ 7 機関で締結しました～

海上保安庁（第五管区・第六管区・第七管区海上保安本部）  
国土交通省（近畿・中国・四国・九州地方整備局）

大規模地震・津波等の非常災害発生後に、速やかに船舶による緊急物資輸送等が行えるよう、「瀬戸内海等における航路啓開活動に関する申合せ」について、3つの管区海上保安本部と4つの地方整備局で締結しました。

【締結日：平成 29 年 12 月 20 日】

## 1 航路啓開活動の概要と各機関の役割

東日本大震災では津波によって瓦礫等が海上に流出し、船舶の入出港ができない状態となりました。南海トラフ巨大地震が発生すると、瀬戸内海等において同様の事態になることが懸念されます。

航路啓開活動とは、津波によって発生した海上漂流物や海中障害物を除去する活動です。地方整備局は、港湾法に規定される瀬戸内海緊急確保航路等の航路啓開活動を所有船舶や協定を結んだ作業船により実施します。管区海上保安本部は、除去作業実施に伴う港則法及び海上交通安全法に基づく各許可申請等を迅速に処理できる体制を整えます。

## 2 申し合わせの経緯と内容

### （1）経緯

当管区は平成 27 年 3 月 5 日に、近畿地方整備局と大阪湾内の緊急確保航路の航路啓開について個別の申し合わせを締結しておりましたが、平成 28 年 7 月 1 日に港湾法の一部が改正され、緊急確保航路の範囲が大阪湾から

瀬戸内海に拡大されたことから、今回、近畿地方整備局との個別の申し合わせを発展的に解消し、7機関による一体的な申し合わせを新たに構築することとしました。

7機関の申し合わせについては、管轄区域が直接重複する次の各機関

- ① 第五管区（神戸）は、近畿・四国地方整備局
- ② 第六管区（広島）は、四国・中国・九州地方整備局
- ③ 第七管区（北九州）は、九州地方整備局

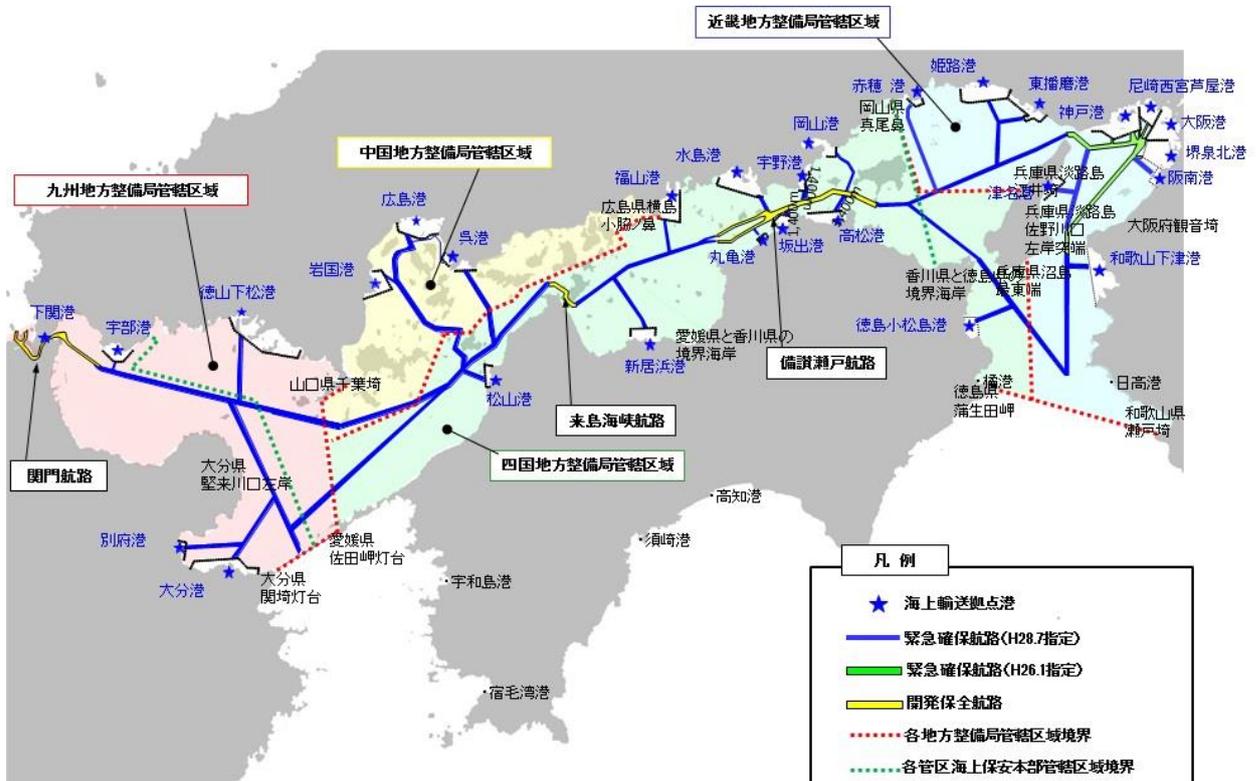
の連携が基本となっており、この基本関係を横に広げて、7機関による大きな枠組みにおける相互連携を実現するものです。

(2) 内容

申合せでは、必要な情報交換や相互連携など、基本的な枠組みを定めています。また、航路啓開活動を迅速且つ円滑に実行するため、港則法及び海上交通安全法に基づく各許可申請や航路等における測量結果の確認を迅速に処理する手続き等を定めた航路啓開活動実施要領を別途作成することを定めています。

この申合せ締結によって、活動開始の迅速化、啓開活動終了後の岸壁等共用開始の速やかな判断・公表等が行え、緊急物資輸送の早期開始に寄与します。

【緊急確保航路等の啓開に関する管轄区域図】



## 【問合せ先】

第五管区海上保安本部

広報・地域連携室長 岡本 泰宏

電話 078-391-6556（内線 2111）



第五管区海上保安本部

平成 29 年 12 月 21 日

午後 3 時 30 分 発表

## BCP 訓練（業務継続のための訓練）

## 1 実施日

平成 30 年 1 月 10 日（水）

## 2 実施場所

神戸第 2 地方合同庁舎 9 階ほか

## 3 訓練項目

(1) 情報伝達訓練

(2) 参集訓練

(3) 非常用資機材の点検等

## 4 訓練概要

直下型の大規模地震を想定し、発災時における業務対応を確実なものとするため各種訓練を実施します。

また、第五管区海上保安本部では一般市民が庁舎へ避難してきた場合の対応として、非常食の炊き出しも行います。

## 5 取材について

訓練の様子を取材できます、事前に問合せ先までご連絡ください。

## 「ひょうご安全の日のつどい」への参加

## 1 実施日

平成 30 年 1 月 17 日（水）

## 2 実施場所

神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 HAT 神戸周辺

## 3 実施機関

第五管区海上保安本部、神戸海上保安部

## 4 実施概要

海上防災訓練、ブース展示等

## 5 その他

詳細については調整中